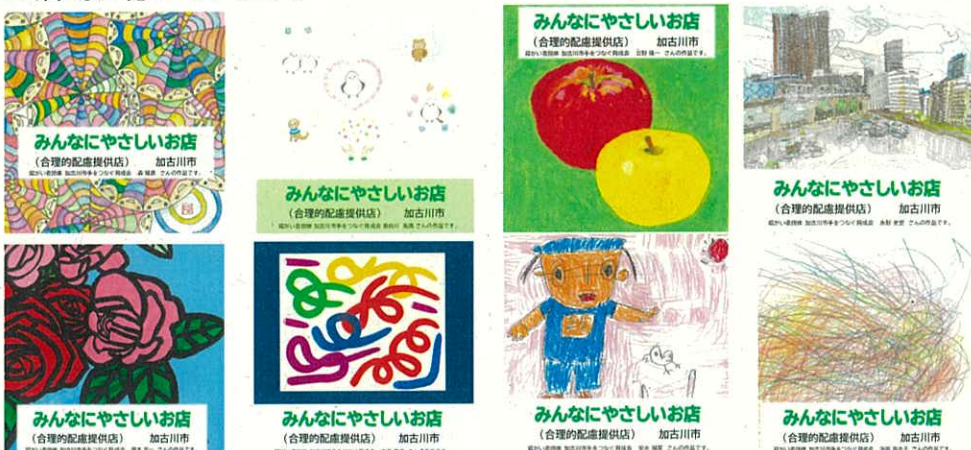


「みんなにやさしいお店(合理的配慮提供店) 加古川市」ステッカーを作成しました

主催	加古川市 福祉部 障がい者支援課
内容	「改正障害者差別解消法」が令和6年4月1日に施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。 市では、さらなる障がい者差別解消の推進を図るため、「みんなにやさしいお店(合理的配慮提供店)加古川市」ステッカーを作成し、「加古川市合理的配慮の提供の促進にかかる助成金」の交付を受けた事業者へ配布します。 ステッカーのデザインは、障がい者団体「加古川市手をつなぐ育成会※」の会員のみなさんの作品です。 ※「加古川市手をつなぐ育成会」は、知的障がい者(児)やその保護者、また会の趣旨に賛同する方を会員として、地域に障がい者理解を広めるとともに、知的障がい者(児)の社会参加促進のために啓発、研修、余暇支援、広報などの活動を行っています。  【作者】上段左から、森 隆廣さん、長谷川 拓馬さん、立野 隆一さん、永野 史誉さん、 下段左から、藤木 宏一さん、古井 亮司さん、安永 瑠菜さん、澤田 百衣子さん (初めて ・ 恒例 ・ ●回目)
対象(参加者)	「加古川市合理的配慮の提供の促進にかかる助成金」の交付を受けた事業者
申込先・方法	「加古川市合理的配慮の提供の促進にかかる助成金」の交付決定後に、ステッカーを送付します。 ※詳細は市HPをご確認ください。 (トップページ>行政・くらし>福祉・医療>介護・福祉>障がい者福祉>障害を理由とする差別の解消の推進について>「みんなにやさしいお店(合理的配慮提供店)加古川市」ステッカーの配布について)
目的・背景 その他	障がい者差別解消の推進
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定(●月●日) ・ 掲載しない
広報かこがわ	6月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない